

大阪市生活保護適正化連絡会議設置要綱

(設置)

第1条 生活保護制度をとりまく状況について、市全体の共通の課題認識に立ち、本市生活保護行政を適正に執行していくため、大阪市生活保護適正化連絡会議(以下、「連絡会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 連絡会議は、生活保護の適正執行の確保について協議する。

- (1) 不正事案対策の検討
- (2) 業務執行体制のあり方の検討
- (3) 生活保護受給者の就労支援
- (4) 制度改革要望など生活保護制度についての検討
- (5) 生活困窮者自立支援制度についての検討

(組織)

第3条 連絡会議は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、福祉局担当副市長をもって充てる。
- 3 委員は、別表の職にあるものをもって充てる。

(会議)

第4条 連絡会議は、委員長が随時委員を招集して行う。

- 2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求めることができる。
- 3 連絡会議は、書面審議等をもって代えることができるものとする。

(幹事及び幹事会等)

第5条 連絡会議に幹事を置く。

- 2 幹事は、別表の職にあるものをもって充てる。
- 3 幹事は、連絡会議の所掌事務について、委員を補佐する。
- 4 幹事は、必要に応じて幹事会を行う。
- 5 幹事会において検討・調整等を行った事項については、連絡会議において報告する。

(守秘義務)

第6条 連絡会議及び幹事会において知りえた内容については、在職中及びこれを離れた以降について、これを漏らしてはならない。

(事務局)

第7条 連絡会議の事務局については、福祉局に置く。

(施行の細目)

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
この要綱は、平成25年6月24日から施行する。
この要綱は、平成26年6月27日から施行する。
この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(別表)

委員長	副市長
委員	区長会議代表区長 代表区保健福祉センター所長等 総務局長 財政局長 健康局長 福祉局長 福祉局理事 福祉局 生活困窮者自立支援室長
幹事	代表区関係課長 総務局 人事課長 総務局 組織担当課長 財政局 財務課長 健康局 総務課長 福祉局 生活困窮者支援担当課長 福祉局 保護課長 福祉局 生活保護調査担当課長